

ステークホルダーからの期待

投資家の視点から

人権に前向きに取り組む企業姿勢が見える開示を

日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）会長／Federated Hermes EOS 上級顧問

荒井 勝

あらい まさる



人権については、日本国内の議論もかなり進んできた。2020年10月には、

日本政府による「ビジネスと人権」に関する行動計画（NAP）が策定され、2021年6月の「コーポレートガバナンス・コード」の改訂では、人権の尊重が重要な経営課題として記述された。経団連も「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を同年12月に策定している。

JSIFの調査では、日本のサステナブル投資は2021年に514兆円となり、取り組み内容も海外の主要な機関投資家と比較して遜色のないレベルとなっている。だが、人権課題については、まだこれからだ。海外の投資家は、ここ数年、かなり具体的な人権課題に取り組ん

でいる。2021年のGSI Aの報告書では次のように指摘している。米国は、

人種間の平等、構造的・組織的な人種差別撤廃、労働と平等な雇用の機会、女性、有色人種の女性、低所得者層などを投資家の課題としている。カナダは、女性、先住民、障がい者、有色人種の多様性の開示を求める法律を2020年に施行した。また、取締役会・経営陣のダイバーシティ目標と実施の義務化、現代奴隷法の改訂、先住民の権利に関する国内法施行、投資家によるダイバーシティ&インクルージョン宣言などがある。オーストラリアも、現代奴隷法、投資家による人権に関するツールキット作成などを報告している。

これと比べると、日本のNAPはまだまだに就いたばかりで、ステークホルダー間で議論をさらに深める必要性がある。

特に、人権デュー・デリジエンスと救済メカニズムの構築が課題となる。投資家の立場で強調したいのが、企業の開示である。人権に限らず、多くの日本企業は自社の取り組みをまだ十分に説明していない。投資家は、開示がなければ企業の取り組みがないと判断する。人権課題の解決は容易ではないが、まずは可能な範囲で、人権に前向きに取り組む企業姿勢が見える開示を期待したい。

（注）GSI A…JSIFも加盟するサステナブル投資を推進するグローバルな組織団体。『GSI R20

20報告書の日本語版
<https://japanjsif.com/survey> 参照